された額にあつては、同項の規定による条例で定める割合を三分の二として算定した額とする。）として総務大臣が調査した額を控除した額に〇・七三八七五を乗じて得た額とする。

4　償却資産に係る基準税額は、次の各号に定める方法によつて算定した額の合算額とする。

一　地方税法第三百八十九条の規定により、総務大臣又は都道府県知事が評価し、価格等を決定する償却資産に係る当該年度分の固定資産税の市町村分の課税標準額（当該償却資産のうち同法第三百四十九条の三第二十七項から第二十九項まで若しくは附則第十五条第二項第一号若しくは第五号、第八項、第十九項、第二十六項、第二十八項、第三十項、第三十四項、第三十八項若しくは第四十一項、平成二十九年地方税法等改正法附則第十七条第十一項、平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第二項、第三項、第五項若しくは第六項又は令和二年地方税法等改正法附則第十四条第八項、第十四項若しくは第十七項に規定するものにあつては、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に、平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第二項（平成三十年改正前地方税法附則第十五条第二項第一号に係るものに限る。）に係るものにあつては三分の一、地方税法第三百四十九条の三第二十七項から第二十九項まで、附則第十五条第二項第一号、第十九項ただし書、第二十六項、第二十八項第二号、第三十項第三号及び第三十八項、平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第二項（平成三十年改正前地方税法附則第十五条第二項第二号及び第三号に係るものに限る。）、第五項及び第六項（平成三十年改正前地方税法附則第十五条第三十二項第二号に係るものに限る。）並びに令和二年地方税法等改正法附則第十四条第八項（令和二年改正前地方税法附則第十五条第二項第一号及び第二号に係るものに限る。）に係るものにあつては二分の一、地方税法附則第十五条第二項第五号、第八項、第三十項第二号、平成二十九年地方税法等改正法附則第十七条第十一項並びに平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第二項（平成三十年改正前地方税法附則第十五条第二項第七号に係るものに限る。）に係るものにあつては四分の三、地方税法附則第十五条第二十八項第一号、第三十項第一号及び第三十四項、平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第三項及び第六項（平成三十年改正前地方税法附則第十五条第三十二項第一号に係るものに限る。）並びに令和二年地方税法等改正法附則第十四条第十四項（令和二年改正前地方税法附則第十五条第三十三項第一号ハに係るものに限る。）に係るものにあつては三分の二、地方税法附則第十五条第十九項本文に係るものにあつては五分の三、令和二年地方税法等改正法附則第十四条第十七項に係るものにあつては五分の四、地方税法附則第十五条第四十一項に係るものにあつては法律の範囲内において各市町村が条例で定める割合をそれぞれ乗じて得た額とし、同法第三百五十一条本文の規定に該当するものがある場合における当該償却資産に係る額及び大規模の償却資産に係る都道府県分の課税標準額のうち当該償却資産に係る額は含まれないものとする。以下この項において同じ。）にそれぞれ〇・〇一〇五を乗じて得た額

［二　略］

三　地方税法第四百十条の規定により、市町村長が価格等を決定する償却資産に係る当該年度分の固定資産税の市町村分の課税標準額に〇・〇一〇三九五を乗じて得た額

十三項、平成二十七年地方税法等改正法附則第十七条第十項及び第十二項並びに平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第八項の規定により当該年度分の固定資産税から減額された額（地方税法附則第十五条の八第二項の規定に該当する当該年度の固定資産税から減額された額にあつては、同項の規定による条例で定める割合を三分の二として算定した額とする。）として総務大臣が調査した額を控除した額に〇・七三八を乗じて得た額とする。

4　償却資産に係る基準税額は、次の各号に定める方法によつて算定した額の合算額とする。

一　地方税法第三百八十九条の規定により、総務大臣又は都道府県知事が評価し、価格等を決定する償却資産に係る当該年度分の固定資産税の市町村分の課税標準額（当該償却資産のうち同法第三百四十九条の三第二十八項から第三十項まで若しくは附則第十五条第二項第一号、第二号及び第六号、第八項、第十九項、第二十九項、第三十一項、第三十三項、第三十八項、第四十項、第四十四項若しくは第四十七項、平成二十九年地方税法等改正法附則第十七条第十一項又は平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第二項、第三項、第五項若しくは第六項に規定するものにあつては、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に、平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第二項（平成三十年改正前地方税法附則第十五条第二項第一号に係るものに限る。）に係るものにあつては三分の一、地方税法第三百四十九条の三第二十八項から第三十項まで、附則第十五条第二項第一号及び第二号、第十九項ただし書、第二十九項、第三十一項第二号、第三十三項第三号並びに第四十四項並びに平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第二項（平成三十年改正前地方税法附則第十五条第二項第二号及び第三号に係るものに限る。）、第五項及び第六項（平成三十年改正前地方税法附則第十五条第三十二項第二号に係るものに限る。）に係るものにあつては二分の一、地方税法附則第十五条第二項第六号、第八項、第三十三項第二号、平成二十九年地方税法等改正法附則第十七条第十一項並びに平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第二項（平成三十年改正前地方税法附則第十五条第三十二項第二号に係るものに限る。）に係るものにあつては四分の三、地方税法附則第十五条第三十一項第一号、第三十三項第一号及び第三十八項並びに平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第三項及び第六項（平成三十年改正前地方税法附則第十五条第三十二項第一号に係るものに限る。）に係るものにあつては三分の二、地方税法附則第十五条第十九項本文に係るものにあつては五分の三、同条第四十項に係るものにあつては五分の四、同条第四十七項に係るものにあつては法律の範囲内において各市町村が条例で定める割合をそれぞれ乗じて得た額とし、同法第三百五十一条本文の規定に該当するものがある場合における当該償却資産に係る額及び大規模の償却資産に係る都道府県分の課税標準額のうち当該償却資産に係る額は含まれないものとする。以下この項において同じ。）にそれぞれ〇・〇一〇五を乗じて得た額

［二　同上］

三　地方税法第四百十条の規定により、市町村長が価格等を決定する償却資産に係る当該年度分の固定資産税の市町村分の課税標準額に〇・〇一〇三八四五を乗じて得た額